

- 1 会議名 総務・産業建設常任委員会協議会
- 2 日時 令和2年11月13日(金)
午前9時58分から午11時08分まで
- 3 場所 第1委員会室
- 4 出席委員 (委員長) 関戸郁文 (副委員長) 谷平敬子
(委員) 片岡健一郎、水野忠三、宮川隆、堀 巖、榊谷規子
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局出席 議会事務局統括主査 寺澤顕、同主事 丹羽亮二
- 7 委員長挨拶
- 8 協議事項

(1) 令和2年度政策提言について

関戸委員長：ふれあいタクシー事業のオンライン市民相談窓口設置事業、岩倉駅東のにぎわい創出に向けて、市内交通サービスの充実に向けた取組については各自今後、調査研究を進めていくということを前回の協議会で確認した。放置自転車対策事業の議論の中で、岩倉市自転車駐輪対策協議会での過去の議論はどうであったか、近隣市町の議論の動向はどうだったか、シルバー人材センターの方々のご意見はどうかという点を行政の担当に確認をした。その結果、過去の議論は資料がなくてわからないということと、最近は自転車等駐車対策協議会というのが開かれてないということで、議論はないということ、シルバー人材センターの方々のご意見も特には聞いていないということだった。近隣市町の議論の動向については、どの市町も同じようなことをして、岩倉市では、岩倉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する要綱の中に駐車場内に自転車等を3日を超えて放置しないことというのが定められており、それに基づいて行われている。対応方法としては、注意札を貼る、3日以上経過後撤去。このやり方が係りの方が回り、目星をつけ、次の週に行ってまだそういう状態だったら注意札を貼り、その次の週にそのままだったら、撤去するというぐらいのスパンでやっていると説明を受けた。措置の頻度の2月から4月に1回というのは処分の頻度のこと。行政の職員の話だと頻繁にやっているのものでそれほど駐輪場の中に放置自転車が残っているとは思っていないような印象を受け、我々と違う認識を持っているようだった。

片岡委員：措置の頻度で委員長から説明があったが、3日過ぎているものがあるかどうかというのを2か月から4か月に1回やっているわけではなく、毎日見ているということでよいか。

関戸委員長：措置というのは、撤去した後の処分のこと。

片岡委員：チェックしている頻度とは違うということだが、チェックしている頻

度は特に要綱にうたわれていないのか。

関戸委員長：要綱にはないが、ルールを決めて回っているとのことだった。

堀委員：要綱というのは、そもそも市役所内部の手続きを文書化したものである。

3 日を超えて放置しないことという市民を縛る行為は要綱ではふさわしくない。他の市町は条例になっている。岩倉市自転車等の放置の防止に関する条例で禁止区域の放置自転車については撤去するものという積極的な意思表示がされて、公共施設の方はできる規定でしてもしなくてもいいよってというような表現になっているというところで考えたときに、禁止区域内と区域外の公共施設で一緒でもいいのではないかということがこの間の協議会の議論だったと思うが、放置すること自体に対する規制というのは迷惑がかかるのはどこも一緒なんじゃないかというところだと思うので改善余地はあると思う。

関戸委員長：堀委員の意見は、要綱ではなくて条例にちゃんと盛り込んで運用した方がよいという意見でよいのか。

堀委員：片岡委員が言ったことについては要綱に書くべきだし、さっきの市民に対する市民の行為を縛るようなことは条例に書くべきだという意見。3 日というところも統一した方がいいのかなっていう思いもある。

水野委員：条例の 13 条 2 項に規則で定める期間を超えて放置されているときはとなっているので、規則に委任して規則の 14 条の 2 項で 3 日間というふうにしているのでの規則に委任しているの、堀委員の言う前段の部分については問題ないのかなと思う。条例の方の 13 条の 1 項自体が放置禁止区域以外の公共の場所っていうふうになっているので駐輪場を含むかどうかということはあると思うが、規則で定めることを条例が認めているという形になっているのでその点については問題ないと思う。

関戸委員長：今非常に気になるってことは十分理解した上で、それを例えば 3 日を 7 日にしたり条例に入れたりすることで、今の駐輪場の内部における放置自転車の問題が解決すればいいが少し違うと感じた。なので、もう少しそのことを解決するにはどうしたらいいのかなっていうことに重きを置きたいがどうか。

堀委員：今の放置自転車の対応は担当者の裁量で、どこにも書いていない。それを文章化しておく、そして態度としても、できる規定ではなくてするものとするというふうに積極的な姿勢を書き込むということで自分たちがちゃんと公共の場の違法駐輪をきっちりと対応していくということを、市民の方にもアナウンスしないといけないし、そういう意味で、その条例規則要綱というところの整理が必要になってくるという話。

片岡委員：第 12 条では、禁止区域のところだとすごく積極的に札を貼り付けて警告するものとするとしてされており、強い意志を感じる。でも 13 条のところ、

できるというふうになっているので禁止区域外の公共の場所においてもやっぱずっと置いてあるものは迷惑なので、できるではなく強い意志を持って別に問題ないのではというふうに思う。

水野委員：できるではなく、するというふうにすると、できなかった場合、しなかった場合に問題が生じる。行政が例えば災害対応などでできなかった場合に条例違反だということになるので、するっていうふうにしてしまうと、できなかったとき、条例違反になってくる可能性が出てくるので、裁量を残した方が安全ではないか。

堀委員：それは理論的にまったく間違っていて、するものとするだから災害時に忙しくてできないことを責められることはない。だとすれば岩倉市の全部の条例がそうになってしまう。そこだけ取り上げてそれがおかしいというのは理論的ではない。

水野委員：災害とか極端な場合だけではなく、条例ですとなっていて、していないという事態が生じた場合、市民から見て違和感があるのではないかという気もする。現場がある程度裁量を持っていた方がいいのではないかという趣旨である。

片岡委員：裁量に関しては、前文でこの条例の目的を達するために必要があると認めるときなので、認めなければ別にやらなくてもいいし、これはやっぱりどかさなきゃいけないなと感じたときはやるというふうな、やることができるじゃなくてやるというふうに言い切ってもいいのではと思う。

榊谷委員：しなければならないということではないため、できる規定ではなく、ものとするという表現に変えるということは賛成する。

宮川委員：堀委員が言われたように市民に対して制限するものに関しては、明確に条例化しておいた方がいいとは感じた。見えない要綱での運用ではなく、市民から見て一番見やすいところに具体的に書かれている方がいいというふうに感じた。禁止区域とそうでない区域というものに関して、切り分けを持っている方が運用的にやりやすいのかなと、それがどういう書きぶりなのかというところまでは言及しないが、その違いというのは考えておいた方がいいというふうに感じた。

関戸委員長：政策提言で、条例文に今の細かいところを載せたほうがいいのかという政策提言の流れになっているが、いかがか。

水野委員：重複してしまうかもしれないが、条例の改正ということだと議決等が必要になってくる。条例の中では大枠を定めて、具体的なものについてはその条例の施行規則等へ委任する方が妥当ではないか。議論の中で出た趣旨を条例の中で生かして、個別具体的な数字等については、施行規則に委任した方がいいのではないかというふうに思う。

関戸委員長：今の水野委員の発言は、条例を改正するまでもないということか。

水野委員：要綱ではなくて施行規則の方に委任するという、4日にしたり4日を3日に戻したり、その度に条例改正というのはどうかということ。

堀委員：まとめると、13条のできる規定をものとするというふうに改正して、今要綱にある3日以上放置してはいけないというところを施行規則の中に委任するという。

関戸委員長：13条を「するものとする」と改正する、施行規則の方を変える努力をしていただくというような政策提言にまとまっていくと思う。

片岡委員：どういうスパンでチェックしていくのかというのを施行規則でうたうのか、条例でうたうのか分からないが、どこかに盛り込めないかなと思う。人によってスパンが変わってはいけないと思うので、どういうスパンで駐車場内の放置自転車をチェックしていくかということは、ある程度文章化しておいた方がいいのではないかと感じる。

関戸委員長：文章化するというのは要綱になっているものを規則に入れるという意味か。

片岡委員：要綱にも特にないと思う。3日を超えて放置しない、してあったものはこういうふうにするというのは書いてあるが、それはどうやって見つけるのかというところは担当者の裁量に任されている。そこを必ずやるという文章を盛り込めないかと思う。

堀委員：ものとするというふうに条例で定めると、要綱にも今の発言のような手続き的なことを定めておくべきだと思う。もし市民の方から説明を問われたときに、市民に対して条例規則要綱をセットで提示して説明することになると思う。

関戸委員長：自転車以外のごみなどの撤去に関しての条例、規則、要綱についても非常に細かいところまで決められていることが多いものなのか。

片岡委員：今議論している駐輪場というのは市民に密着していて、他がどうこうというのを考える必要ないとは言わないが、我々が必要だと思えばやればいいのかと思う。

水野委員：例えば市役所などの駐車場内に自動車が放置されている場合の扱いはどうなっているのか。

片岡委員：要綱も決まってないかもしれない。でも、こういう細かいことを決めていけば他に波及して、決めなければいけないというふうに新たに見つかるかもしれないので、それが悪いことではないというふうに感じる。他と合わせなければいけないとは思わない。

宮川委員：置かれている状況だとか根拠になる法律によって実際は違う。例えば違法駐車放置の自動車に関しては道交法に絡んでくるので警察に照会をかけ

て、手続きが半年ぐらいかかる。状況を考えながら文書化していく必要性がありなんでも一定というのはありえないと思う。自転車に関しては、片岡委員が言うように、車などの市民財産などとは違う位置づけに認識されているし、放置自転車で朝のラッシュ時間に近くに自転車を置きたいときに置けないということを見ると、利用しやすい環境を作っていくのは必要で、そのために条例だとか規則だとかを変える必要があれば変えていくべきだと思う。

関戸委員長：個人的な意見だが、自転車などの問題はモラルの問題だと思う。私は細かく決めていくことに対して、モラルに訴えた方がいいのではと思う。

堀委員：私もモラルを法律や条例で縛るのは好きではない。しかし、これはもう既に条例、規則、要綱がある中で、区域外の自転車と区域内の自転車をどういうふうに整理して考えるかというところで議論を進めてきた。公共の迷惑になるような自転車についてはできるだけ同じように扱うというところで、一定の改善策を議論してきた中で方向的には間違っていないと思う。行政も全ての法令などを全て把握しているわけでもないし、全てを書き込んでいくことがいいかどうかというのはケースバイケースなので、それは担当課や職員と十分議論しながら進めていけばいい話だと思う。

関戸委員長：政策提言として合意できたということによろしいか。中身は次回、水曜日にいいかどうかの確認をしたい。

宮川委員：確認だが、名古屋市がワースト 3 のうちの 2 つ取ってしまったことが 10 月に発表されて、11 月から撤去費が 3,500 円になるとテレビCMを放映している。結果的に岩倉の方もそういうのを見ているわけで、意識的に刷り込まれている状況だからこそ熱が冷めないうちに何らかのアプローチをしていくが必要かと思う。それをできるだけ市民の方に議会がこういうことを考えているということを分かる形にした方がインパクトがあるかと思う。単に委員会から市長に対して文面ですすだけに留まらず、アピールできるような表現の仕方があればと思う。

関戸委員長：つまり、こういうことが背景で進めていくということを書き、提言するというふうなストーリーかなと思っている。

梶谷委員：最初の委員長と当局とのやり取りの中で、駐輪場の中に放置自転車が置かれているという認識はなかったというのは、放置自転車担当の職員なのか会計年度任用職員なのか。

関戸委員長：職員のこと。職員が会計年度任用職員に連絡すると、一生懸命やっている、なので放置自転車はないとまで言わないが少ないはずという言い方であった。しかし、事実として片岡委員と見に行ったときにはたくさんあったということで、少し認識がずれているかなと感じた。

片岡委員：私が見てきて発言した内容でもあるので、写真を撮って見ていただく。

自分なりに調査をして報告する。あと、前回か前々回か分からないが、議論になったかどうか記憶にないが、1,000円という金額は少し安い。これを機に金額を上げてもいいんじゃないかと思うし、1,000円の根拠も多分ないので、市の姿勢として、快適に使っていただくためには、ルールを守っていただくというのを表すために、金額を上げる検討もしていいのかなというふうに思うが皆さんの考えがあれば。

関戸委員長：具体的な金額を言うのではなくて、もう少し値上げしたらどうかという提案をするという意味で捉えたが、その点については合意するというところで。行政側の印象は駐輪場で問題がある箇所は少なく、問題がある箇所は水路の上の溢れているところだけという印象を持っている。それを解決したいのであれば、利用者のモラルを改善しないと解決しないという表現をしていた。方法論としては、駐輪できる台数を制限するものを作ることを検討したそうだが、水路の上であることからダメだということであった。

宮川委員：水路以外には問題はないっていうような感覚そのものが違うと僕は思う。大山寺の犬山方面のホームのスロープの手前、スロープに近いところほど密集している。あくまでも感覚的に物を言っているにすぎないのだろうが、問題がないかというと、日頃シルバーさんたちがやってくれているから、最低限に収まっているだけの話であって、問題がないわけではないので、やはりそういうのは我々としては提示、提案していく必要性はあるのかなというふうには思う。

関戸委員長：ただその議論の中で、近いところに問題が集積されるわけで、場所の問題であり、文章をいじったり、条例をいじったりすることでの解決とは少し違うということを言いたかった。ただ、先ほど堀委員が指摘した、中身をきっちりした方が市民にも伝わるだろうということがモラルの向上というところにつながっていくとを感じる。問題を限定して話したため、そのような意見だったが決して全体の問題として捉えていないわけではないというふうに思う。

宮川委員：ここまで議論が進んでいる中なので、あえて過去の話をさせていたくと、仮に大山寺の自転車駐輪駐車場は駅に近い、利用頻度の高い所ほど停めにくい状況になっている。そういうのを解決するためには、ある程度区別をする必要があると提案したことがある。大山寺でも遠いところはガラガラで、そこに停めてもらうためには、例えば、屋根を付けると雨の日はそこでカップを脱いだり、着たりすることになれば、密集したところに停めずに済むだろうという提案もしたが、うやむやの中で終わってしまった。なので、何台しか停められないというふうにする提案もありだと思う。ただ、それに関しては、構築物云々ということもあるので難しいとした場合に、近くないところでももっと停めやすいように、利便性が向上すれば分散するように誘導することでも

きるのではないかというのを過去に提案した覚えがあるが、そういうことも委員会の合意の上で、提案できるものがあれば、提案していくのもいいのではないと思う。

関戸委員長：何かこの点についてあれば。

谷平委員：スタンドがダメだということだが、白線やポールで自転車1台を囲うような感じに整備することはできないのか。

関戸委員長：構築物がダメだということで、難しい。

堀委員：利便性の高いところの、他の自転車を引っ張り出して、自分の自転車を入れるというのはモラルの話なので、モラルの解決というのは難しくて、宮川委員が言われたようなアイデアを出していくっていうのは、今後も話し合っていく必要があると思うが、それとは切り離して、今回の長期間の放置自転車についてはもう合意が取れたという認識だがそれでよろしいか。

関戸委員長：今の堀委員の発言のとおり合意でよろしいか。意見があれば。

（ 異議なし ）

関戸委員長：では、合意ということで、それに基づいて政策提言を作る。

堀委員：政策提言を作る上で、今の岩倉市の対応として2か月から4か月に1回という幅広い裁量について、他の事務もあると思うが、このことについて、岩倉市がどういうふうに決めるかということまでは言及しなくていいと思うが、例えば何か月ごとなど、できる範囲で要綱の中で決めるべきだと思う。実際に提案するときにはそのことまでも言う必要はないということではよろしいか。

関戸委員長：金額などの数値は入れずに提案していくということは合意でよろしいか。数値は言わないにしても、こういうことをするべきだということは言うということではよろしいか。

（ 異議なし ）

関戸委員長：その2つが合意されたということで確認させていただいた。他にはよろしいか。先ほどの2か月から4か月に1回という期間の説明を聞いたら、自転車の持ち主を探す期間があり、その期間が自転車によって違うため幅を持たせているとのことであつた。

片岡委員：措置の頻度というのは、保管場所が溢れている状況なら頻繁に行う必要があると思うがどうなのか。

関戸委員長：私が聞いた印象では、溢れそうと思ったら処分をしているという印象だった。

宮川委員：委員長が言われたのは建前の部分で、実際には決算で数値が出てくるが、リサイクルに回せる自転車と鉄くずとして処分するものと、大きく分けて2種類ある。一定溜まった時点で岩倉市の自転車組合の方に売却する、残った

ものを鉄くずとして処分するが、2トン車にいっぱいになったら処分するという周期、リサイクルに回すものも、需要と供給のバランスがあるので一定売れて在庫がなくなるという周期がここでいう2か月から4か月というのが本音の部分かなと思う。相手を確認するっていう以前の問題で、実際には処分するときにまとめているというのが本当のところかなと思う。

片岡委員：保管場所に持ってきたものを何か月かに1回処理するのだろうが、その頻度は快適な駐車空間を作ることに関係ないと思う。どういうタイミングで持ってくるか、それをどれぐらいの頻度でやるのかということの方が大事で保管所に持って行くタイミングは書かれていない。そこの方が重要かなというふうに感じる。

水野委員：条例の14条に自転車等撤去し保管したときは規則で定める事項を告示するとあり、告示をしなければならない。定期的に撤去する場合に告示を順々にやっていくことになると思うが、例えば警察に盗難自転車がどうかの照会や宮川委員が言われた、自転車組合の査定の日程などが重なってくることになると思うがそれは大丈夫なのか。

堀委員：告示することは今もやっている。それがどのくらい増えてくるかという心配をしているということか。

水野委員：それが、告示をするペースと査定や警察への照会のサイクルがずれて複雑にならないかということ。

堀委員：今も行われていることで、我々が心配する必要はない。

宮川委員：（音声不明瞭）

関戸委員長：その他よろしいか。

宮川委員：確認すべきだと思うのは、対象対応方法で他の市町が7日に対して、岩倉市が3日で規定しているのは、他の市町に比べて岩倉市は土地がなく、あえて3日にしていると読み取ったが、なぜ3日なのか。実際に1週間で行っていれば、1週間とすればいい、3日間でもできるという規定であればこのままでもいいと思うが。そのあたりの確認はしてもいいと思う。

関戸委員長：何かのローテーションで3日になる可能性があるのかもしれない。

宮川委員：それと、先ほど規定のところで、私もはっきり理解していないが、調査を月曜日に行っているというのが一定のメンバーで、1クール終わるぐらいの期間を持つべきだと思う。要は、調査する人員は限られているので、その人員で全てのところが回るができる、それぐらいのスパンは必要かと聞いていて思った。

関戸委員長：政策提言にはそこまで触れないので、一応知っておくということで。

片岡委員：宮川委員が言うように3日を超えてはならないということは、やはり3日ごとにやってないとおかしい。今のサイクルでいうと最大で1週間放置

できてしまうので、そこの整合性はどうかと思う。3日が本当に無理なら7日にしなければいけないのではないかな。3日と言っておいて1週間ごとにチェックしているというのはおかしいし、そう辺を行政とどこか落としどころを考える必要がある。

関戸委員長：政策提言の中に入れずに、ルールに書いてあるのにその通りにやっていないのではないかという指摘を提言の際に話をする。水曜日に政策提言の原案を作る。

堀委員：決算のときに撤去の状況が出るが、撤去の内訳として、区域内区域外という内訳はなかったと思うが、その統計資料が欲しい。

関戸委員長：それは調査をする。

水野委員：放置禁止区域内、区域外の公共の場所と自転車駐車場の3つに分けた統計があれば。少なくとも、駐車場から何台撤去しているかが分かれば。

関戸委員長：それは調べておく。次回までにまとめたいと思うが、サポートしていただける方はいるか。

宮川委員：堀委員と片岡委員が出された内容について合意が取れているので、それをまとめた形で執行機関の無理のない範囲で委員長が決めて提案していただければいいと思う。

関戸委員長：私と堀委員と片岡委員で時間を作って協議し、次回の水曜日の午後に原案を提出する。

(2) その他
特になし。

3. その他
特になし。